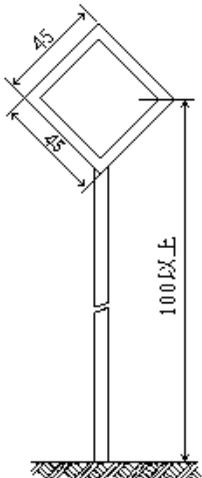


【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準 (※条例関係規定のみ抜粋)	条例（素案） (規則へ委任する場合を含む)	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	<p>○道路法（昭和27年法律第180号） （道路標識等の設置）</p> <p>第45条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。</p> <p>2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p>		
	<p>○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号） （様式）</p> <p>第3条 道路標識の様式は別表第2のとおりとする。 （条例で寸法を定める道路標識）</p> <p>第3条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。</p>		
本標識板 寸法	<p>1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）以下この備考において同じ。）を基準とする。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。
	<p>2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。</p>	規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。
	<p>3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。</p>	規定しない。	同上
	<p>4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。</p>	規定しない。	同上
	<p>5 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。
	<p>6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」は規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。

項目	国の基準 (※条例関係規定のみ抜粋)	条例(素案) (規則へ委任する場合を含む)	基準設定に当たっての考え方								
寸法	7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。	「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118-の2-B・C)」は規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。								
	8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。								
	9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。	国の基準どおり	同上								
	10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板については、横の直径が縦の直径の1.5倍以下である長円形の曲板を用いることができる。	国の基準どおり	同上								
本標識板 文字等の大きさ等	1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。								
	2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。	「国道番号」、「都道府県道番号」は規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設計速度(単位 キロメートル毎時)</th> <th>文字の大きさ(単位 センチメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>40, 50又は60</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)	70以上	30	40, 50又は60	20	30以下	10		
	設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)									
70以上	30										
40, 50又は60	20										
30以下	10										
3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。									
4 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。	国の基準どおり	同上									

項目	国の基準 (※条例関係規定のみ抜粋)	条例(素案) (規則へ委任する場合を含む)	基準設定に当たっての考え方
本 標 識 板	5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。	「都府県」を表示する案内標識については規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。
	6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。	規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。
	7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさはとする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。
	8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。 (1) 案内標識 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。 (2) 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。 (3)、(4) (略)	「国道番号」、「都道府県道番号」は規定しない。	帯広市が管理する市道に該当しないため規定しない。
補 助 標 識 板	1 図示の寸法を基準とする。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路基準とする必要があることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。
	2 補助標識は、その附置される本標識版の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準 (※条例関係規定のみ抜粋)				条例(素案) (規則へ委任する場合を含む)	基準設定に当たっての考え方						
警戒標識	本標識板及び柱の規格	十形道路交差点あり (201-A)	右(又は左)方屈曲あり (202)	路面凹凸あり (209 の 3)								
												
	(注) 柱の寸法は条例 対象外	信号機あり (208 の 2)	落石のおそれあり (209 の 2)	合流交通あり (210)								
												
		幅員減少 (212)	二方向交通 (212 の 2)									
												